

## 令和8年度地域型食品企業等連携促進事業に係る新規プロジェクト募集要領

令和8年度において、地域型食品企業等連携促進事業の補助対象の候補とする新規プロジェクトを募集します。

### 1 事業の概要

持続的な食料システムの確立に向けて、地域の核となる食品等事業者・農林漁業者等が連携した新たな食品ビジネスの創出や食品等事業者間の協調を図る実証等の取組、地域の飲食事業者等による生産者等との連携した取組を支援します。

#### [用語解説]

|   |  |
|---|--|
| 食料システム                                      | 農林水産物等の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう  |
| 食品等事業者                                      | 食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等  |
| 新たな食品ビジネス                                   | 地域の食品等事業者が三重県地域連携推進支援コンソーシアムの参画者（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体等）と連携・協調して取り組む地域の持続的な食料システムの確立に資する新たなビジネスモデルをいう       |
| 三重県地域連携推進支援コンソーシアム<br>（以下「三重県地域コンソーシアム」という） | 三重県の区域において設置しているもので、食品等事業者を核として、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体とともに、金融機関、試験研究機関、等が参画し、持続可能な食料システムの構築に取り組むコンソーシアムをいう。 |

事業の概要については、下記農林水産省 WEB サイトにてご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/attach/pdf/chiiki-pf-12.pdf>

### 2 新規プロジェクトの募集について

#### (1) 補助率

##### 定額

※間接補助事業者が安定取引関係確立事業活動計画等の認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けられると見込まれる場合、補助率は定額とします。これらに該当しない場合、補助率は1/2となります。

#### (2) 補助上限額

4,000 千円 / 1 取組

※補助上限額が必ずしも満額採択されるわけではありません。

(3) 採択数(予定)

2~4件程度 (1,000 千円~2,000千円程度/1件と想定)

(4) 応募期限

令和8年3月10日(火) 17時

(5) 提出書類と提出方法・提出先

① 提出書類

事業実施計画書 (以下 URL から様式をダウンロード)

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHISANM/HP/m011300180.htm>

② 提出方法・提出先

三重県農林水産部フードイノベーション課まで、電子メールで提出してください。

提出先メールアドレス:f-innov@pref.mie.lg.jp

### 3 事業内容

(1) 新商品等開発・販路開拓

ア 新商品等の開発

三重県地域コンソーシアムにおいて組成された、新商品、新メニュー、新サービス等(以下「新商品等」という。)の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。

なお、本取組は新商品等を消費者ニーズに合わせたより良いものの開発する観点から、3回を限度として行うことができるものとする。

イ 販路開拓の実施

アで開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展を行う。

(2) 地域型協調領域実証支援

地域の持続的な食料システムの確立に当たって三重県地域コンソーシアムの食品等事業者とその他の関係者が協調して取り組むべき課題に対して、その解決に資するよう、環境負荷低減又は資源の有効活用、流通の合理化、技術開発等の共同実証・研究を行う。

(3) 地域飲食事業者等連携取組支援

地域の外食事業者等において、地域食材の利用拡大を図り、新たに販路を開拓するため、生産者等との連携した取組を行う。

#### 4 補助対象経費

##### (1) 新商品等開発・販路開拓支援

- ア 新商品等の開発費（新商品等企画・実証・開発費（データを活用したマーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等）
- イ 消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査票印刷費、集計整理賃金等）
- ウ 販売促進展開費（出展料、出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。）、商品紹介資料印刷費、展示品輸送費、インターネットを活用した試験販売費、消耗品費等）

##### (2) 地域型協調領域実証支援

実証・研究員手当、調査員手当、謝金、原材料費、資材費、協調領域実証に関する機器のレンタル・リース料、検査・分析費、通信運搬費、消耗品費等その他三重県地域コンソーシアム関係者間で連携した共同実証・研究に要する経費

##### (3) 生産者及び外食事業者等連携推進

研究員手当、調査員手当、賃金、謝金、旅費、賃借料及び使用料、資機材費（種苗・肥料・栽培資材等購入費）、借上費（農業機械、ほ場等の借り上げ費）、原材料費、光熱水費、加工適性評価費、食材輸送費、役務費、手数料、通信運搬費、消耗品費等その他地域安定利用拡大に係る取組に要する経費

#### 5 共通要件

- (1) 新しい考え方や技術を取り入れ、イノベーションを創発させるために、三重県地域コンソーシアムの参画者である公設試験研究機関等が有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
- (2) 事業期間を3年から5年とする事業実施計画を作成すること。
- (3) 本事業の交付等要綱及び実施要領の規定による事業実施状況等及び評価報告を確実に実施すること。
- (4) 事業の一部を第三者に委託する場合は、三重県知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結すること。なお、委託する場合の契約には、精算条項を付すものとし、間接補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の2分の1までとする。
- (5) 事業に取り組む関係者が、みえフードイノベーション・ネットワーク会員であること。
- (6) 食料システム法に基づく安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受ける意思を有しており、原則としてその取組が事業実施期間終了までに当該認定を受けること。
- (7) 本事業の交付等要綱、実施要領県補助金等交付規則その他関係法令等を遵守した取組であること。

## 6 事業別要件

### (1) 新商品等開発・販路開拓支援

- ① 地域の食品等事業者と県内農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の参画を必須とし、食料システムの各段階のそれぞれ異なる1者以上を含む3者以上が連携して取り組むこと。また、事業の実施に当たり、成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書を作成すること。
- ② 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築に取り組むこと。
- ③ 新商品等の開発にあっては、次のアからウまでを満たすものであること。
  - ア 地域内の農林水産物を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品等に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
  - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
  - ウ 開発した新商品等にあっては、「FCP展示会・商談会シート」を作成すること。
- ④ 販路開拓に向けて行われる試験販売にあっては、次のア及びイを満たすものであること。なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて補助金の額を確定させるものであること。
  - ア 展示会等のブース又は間接補助事業者が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
  - イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。
- ⑤ 販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあっては、「FCP展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。

### (2) 地域型協調領域実証支援

- ① 食品等事業者を必須として、関係者が連携して地域の持続的な食料システム確立に向けた実証事業に取り組むこと。また、事業の実施に当たり、成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書を作成すること。

### (3) 生産者及び外食事業者等連携推進事業

- ① 外食事業者又は中食事業者及び生産者又は生産者が組織する団体の参画を必須として、関係者が連携して生産者及び外食事業者等の連携推進に向けて取り組むこと。また、事業の実施に当たり、成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書を作成すること。

## 7 その他

- (1) 本補助事業は、三重県の計画が農林水産省により採択されなければ実施できません。
- (2) 応募いただいた後、三重県において、事業実施計画等の審査、選定を行います。審査、選定により、補助対象とならない場合がありますので、ご了承ください。審査、選定結果

は、3月中にご連絡します。

### (3) 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

#### ① 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（間接補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに間接補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

#### ② 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。